



# お願いします！ 名義確認！！

相続等で山林所有者の変更・住所変更など  
ございましたらご一報下さい。届出用紙をお送りします。  
他にも、氏名・住所の間違いや変更、  
古い名義のままのものがありましたら  
お手数ですが森林組合までご連絡をお願いします。

○組合員のご逝去による相続で山林を取得したとき

⇒ 相続による加入申込書

《添付書類》

遺産分割協議書、固定資産課税明細表書類、登記済書(いずれか一点のコピー)

○住所が変わった等

⇒ 変更届(ご住所・連絡先の変更、  
組合員死亡により登記完了までの宛先変更)

※電話連絡やFAXでも結構です。

○全ての山林を手放した

⇒ 脱退届(年度末の脱退となります)

※脱退による出資金の返金は総代会終了後(6月末)となります。  
また規約により脱退申請は年度末の60日前までとなっており、  
期日を過ぎますと翌年度の脱退になりますのでご了承下さい。



転居先不明等で所在の  
分からない組合員が  
増えています。  
転居・ご逝去など、  
必ずご連絡をお願いします。

岡崎森林組合  
総務グループ

TEL 0564-83-2344

FAX 0564-83-2428